

「公平な裁判」ということ

慶應義塾大学特別招聘教授 大谷 直人 氏



【今回のテーマについて】

今日は、裁判に求められる本質的な要素の一つである「公平性」をめぐるお話をしたいと思います。

まず、裁判の審理において、相対立する当事者が公平に扱われることが重要であることは言うまでもありません。

ただ、杓子定規な公平さは、正しい裁判を損なうおそれがあり、審理に際して実質的な公平性が求められる場合もあります。

最後に、公平に審理が進められたとしても、裁判結果について、少なくとも片方の当事者には満足できないことがあるのは避けられません。判決等の最終判断において、公平性の観点から裁判官が配慮すべきことはないのか。

今日は、私自身の体験のほか、江戸時代の裁判や、ある推理小説をご紹介するなどしながら、裁判のさまざまな局面で生まれる「公平さ」への要請について考えてみたいと思います。

【プロフィール】

1952年 6月 北海道生まれ

1971年 3月 都立富士高校卒業

1975年 3月 東京大学法学部卒業

1977年 4月 判事補任官（東京地裁、最高裁刑事局、裁判所書記官研修所、富山地家裁で勤務）

1987年 4月 判事任官（最高裁調査官、司法研修所教官、東京高地裁判事、最高裁刑事局長、人事局長等）

2011年 1月 静岡地裁所長

2012年 3月 最高裁事務総長

2014年 7月 大阪高裁長官

2015年 2月 最高裁判事

2018年 1月 最高裁長官（2022年6月定年退官）

2023年 4月 慶應義塾大学特別招聘教授（大学院法務研究科）

2025年8月6日(水) 第1642回例会

『「公平な裁判」ということ』

慶應義塾大学特別招聘教授 大谷 直人 氏
(紹介者 伊豆 隆義 会員)

次回のプログラム

2025年8月20日(水) 第1643回例会

「イニシエーションスピーチ」

宇野 幹彦 会員 ・ 大西 健資 会員